第３　認可申請書等の添付書類

１　学　則

（１）高 等 学 校

作 成 例

　　（注）中等教育学校は、この学則を準用してください。

○ ○ 高 等 学 校 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（名称）

1. 本校は、○○高等学校という。

（位置）

1. 本校の位置を、○○市○○町○○番地に置く。
2. 課程の組織及び収容定員

（課程）

1. 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

　　普通科　　　　○○○名（男女）

　　商業に関する学科　　　　○○○名（男女）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 機械科 ○○○名（男女）

　　工業に関する学科　　　　○○○名（男女）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電気科 ○○○名（男女）

　　全日制課程計　　　 ○○○名

定時制課程

　　普通科　　　　○○○名（男女）

　　商業に関する学科　　　　○○○名（男女）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 機械科 ○○○名（男女）

　　工業に関する学科　　　　○○○名（男女）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電気科 ○○○名（男女）

　　定時制課程計　　　 ○○○名

第３章　修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）

第５条　本校の修業年限は、次のとおりとする。

　　　　全日制課程　　　３年

　　　　定時制課程　　　４年

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（学期）

1. 学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　４月１日から７月31日まで

第２学期　８月１日から12月31日まで

第３学期　１月１日から３月31日まで

（休業日、臨時授業及び臨時休業）

1. 休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）土曜日又は毎月の第○土曜日

（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

（８）開校記念日　○月○日

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他緊急の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　入学、退学、転学及び休学等

（入学資格）

第９条　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

（２）外国において学校教育における９年の課程を修了した者

（３）文部科学大臣の指定した者

（４）本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（転入学及び編入学資格）

第10条 第１学年の途中又は第２学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、全各学年の課程を修了した者とする。

２　第２学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、全各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学許可）

第11条　入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

（出願手続）

第12条　入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第13条　入学の許可を受けた者は、すみやかに誓約書、保証書等に入学料をそえて提出しなければならない。

２　前項に定める手続が所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（転学）

第14条　他の高等学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、

　選考のうえ、転学を許可することがある。

２　生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者等は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第15条　生徒が退学しようとするときは、保護者等は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（欠席・休学）

第16条　生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者等はその理由を明記し、届け出なければならない。

２　生徒が病気その他やむを得ない理由により○月以上出席することができないときは、保護者等は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第17条　前条第２項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者等は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（転籍）

第18条　生徒が本校の全日制課程及び定時制課程相互間の転籍を希望するときは、取得した単位に応じ相当学年に転籍を許可することがある。

（出席停止）

第19条　生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（忌引）

第20条　生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

（身上事項の異動の届出）

第21条　生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときには、すみやかに届け出なければならない。

1. 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

（教育課程）

第22条　本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（課程修了の認定）

第23条　各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（卒業）

第24条　前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第25条　生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

1. 職員組織

（職員組織）

第26条　本校に次の職員を置く。

　 ※（１）校長　　　　　　　１名　（注）職名に※印の付してあるものは必置です。

　 ※（２）教頭（副校長） 　　名　　　　ただし、（５）司書教諭については、12学級以上

　 ※（３）教諭　　　　　　　　名　　　の学校において必置となります。

　　 （４）養護教諭　　　　　　名 また、必要に応じて「副校長、主幹教諭、指導教

　 ※（５）司書教諭　　　　　　名　　　諭」を置くことができます。

　 ※（６）実習助手　　　　　　名

　 　（７）講師　　　　　　　　名

　 　（８）事務長　　　　　　　名

　 ※（９）事務職員　　　　　　名

　 ※（10）養護職員　　　　　　名

　 ※（11）学校医　　　　　　　名

　 ※（12）学校歯科医　　　　　名

　 ※（13）学校薬剤師　　　　　名

　　 （14）学校作業員等　　　　名

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

３　教頭は、校長を助け校務を整理する。

４　事務長は、校長の監督を受け事務をつかさどる。

５　職員の校務分掌は、校長が別に定める。

　　　第７章　授業料、入学料及び検定料等

（授業料、入学料及び検定料等）

第27条　本校の授業料、入学料及び検定料等は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 全日制課程 | 定時制課程 |
| 授　　 　業　 　　料  （年額）又は（月額） | ○○○○○円 | ○○○○円 |
| 維　 持　 管　 理　 費  （年額）又は（月額） | ○○○○○円 | ○○○○円 |
| 図　　　 書　　　 費  （年額）又は（月額） | ○○○円 | ○○○円 |
| 暖　　　 房　 　　費  （　年　額　） | ○○○円 | ○○○円 |
| 入　　 　学　 　 　料 | ○○○○○円 | ○○○○円 |
| 施　　 　設　 　　費 | ○○○○○円 | ○○○○円 |
| 検　　 　定　　 　料 | ○○○○円 | ○○○○円 |

（注）在学を条件として一律かつ義務的に徴収しているものは、名称にこだわらず、全て記載してください。

２　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

３　生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

４　正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を○月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

５　すでに納入した入学料及び検定料は、原則として返還しない。

　　　第８章　賞　罰

（ほう賞）

第28条　生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、ほう賞することがある。

（懲戒）

第29条　生徒が学則その他本校が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

　　　第９章　別科及び専攻科

（別科）

第30条　本校に別科を置く。

２　別科については、別に定める。

（専攻科）

第31条　本校に専攻科を置く。

２　専攻科については、別に定める。

　　　第10章　その他

（留学）

第32条　校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められるときは生徒が外国の高等学校に留学することを認可することができる。

２　校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について外国の高等学校における履修と見做し36単位の範囲内で学位の修得を認定することができる。

３　校長は、前項の規定により学位の修得を認定された生徒については、留学が終了した時点において学年の中途であっても各学年の課程の修了または、卒業を認めることができる。

４　前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。

５　校長は、前４項の規程によらず生徒が在学中休学（あるいは退学）し、外国の高等学校で学習することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位と見做さず、また、当該期間を在学期間には算入しない。

（寄宿舎）

第33条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

　　　附　則

１　この学則は、　年　月　日から施行する。

２　この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

（高等学校作成例）

　（別表）

教　　育　　課　　程

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教　　科 | 科　　目 | １　年 | ２　年 | ３　年 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |  |

（注）各課程、学科について学年ごとに、各教科、科目の単位数を記載してください。

（２）中 学 校

作 成 例

○ ○ 中 学 校 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、○○中学校という。

（位置）

第３条　本校の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

　　第２章　学級編制及び収容定員

（学級編制及び収容定員）

第４条　本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学　　年 | 学　　　級 | 収　容　定　員 |
| 第１学年 |  | 名（男・女） |
| 第２学年 |  | 名（男・女） |
| 第３学年 |  | 名（男・女） |
| 計 |  | 名（男・女） |

　　　第３章　修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）

第５条　本校の修業年限は３年とする。

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（学期）

第７条　学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　　４月１日から７月31日まで

第２学期　　８月１日から12月31日まで

第３学期　　１月１日から３月31日まで

（休業日、臨時授業及び臨時休業）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）土曜日又は毎月の第○土曜日

（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

（８）開校記念日　○月○日

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他緊急の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　入学、退学、転学及び休学等

（入学資格）

第９条　本校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

（転入学及び編入学資格）

第10条 第１学年の途中又は第２学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、全各学年の課程を修了した者又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者とする。

（入学許可）

第11条　入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

（出願手続）

第12条　入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第13条　入学の許可を受けた者は、すみやかに誓約書、保証書等に入学料をそえて提出しなければならない。

２　前項に定める手続が所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（転学）

第14条　他の中学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、

　選考のうえ、転学を許可することがある。

２　生徒が他の中学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第15条　生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（欠席・休学）

第16条　生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

２　生徒が病気その他やむを得ない理由により○月以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第17条　前条第２項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（出席停止）

第18条　生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（忌引）

第19条　生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

（身上事項の異動の届出）

第20条　生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときには、すみやかに届け出なければならない。

　　第５章　教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

（教育課程）

第21条　本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時間数は、別表のとおりとする。

（課程修了の認定）

第22条　各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（卒業）

第23条　前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第24条　生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

　　第６章　職員組織

（職員組織）

第25条　本校に次の職員を置く。

　 ※（１）校長　　　　　　　１名　（注）職名に※印の付してあるものは必置です。

　 ※（２）教頭（副校長）　　　名　　　　ただし、（５）司書教諭については、12学級以上

　 ※（３）教諭　　　　　　　　名　　　の学校において必置となります。

　 ※（４）養護教諭　　　　　　名 また、必要に応じて「副校長、主幹教諭、指導教

　 ※（５）司書教諭　　　　　　名 諭」を置くことができます。

　 　（６）講師　　　　　　　　名

　 ※（７）事務職員　　　　　　名

　 ※（８）学校医　　　　　　　名

　 ※（９）学校歯科医　　　　　名

　 ※（10）学校薬剤師　　　　　名

　　 （11）学校作業員等　　　　名

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

３　教頭は、校長を助け校務を整理する。

４　職員の校務分掌は、校長が別に定める。

　　　第７章　授業料、入学料及び検定料等

（授業料、入学料及び検定料等）

第26条　本校の授業料、入学料及び検定料等は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 金　　　　額 |
| 授業料  （年額）又は（月額） | ○○○○○円 |
| 維持管理費  （年額）又は（月額） | ○○○○○円 |
| 図書費  （年額）又は（月額） | ○○○円 |
| 暖房費  （年額） | ○○○円 |
| 入学料 | ○○○○○円 |
| 施設費 | ○○○○○円 |
| 検定料 | ○○○○円 |

（注）在学を条件として一律かつ義務的に徴収しているものは、名称にこだわらず、全て記載してください。

２　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

３　生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

４　正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を○月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

５　すでに納入した入学料及び検定料は、原則として返還しない。

　　　第８章　賞　罰

（ほう賞）

第27条　生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、ほう賞することがある。

（懲戒）

第28条　生徒が学則その他本校が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

２　懲戒は、訓告及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

1. 寄宿舎

（寄宿舎）

第29条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

　　　附　則

１　この学則は、　年　月　日から施行する。

２　この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

（中学校作成例）

（別表）

教　育　課　程

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | １　年 | ２　年 | ３　年 | 備　　考 |
| 各教科の時間数 | 国　　　語 |  |  |  |  |
| 社　　　会 |  |  |  |  |
| 数　　　学 |  |  |  |  |
| 理　　　科 |  |  |  |  |
| 音　　　楽 |  |  |  |  |
| 美　　　術 |  |  |  |  |
| 保健体育 |  |  |  |  |
| 技術・家庭 |  |  |  |  |
| 外　国　語 |  |  |  |  |
| 道徳・宗教 | |  |  |  |  |
| 総合的な学習の時間 | |  |  |  |  |
| 特別活動 | |  |  |  |  |
| 選択教科 | |  |  |  |  |
| 総授業数 | |  |  |  |  |

（注）学年ごとに、各教科の年間授業時数を記載してください。

（３）小 学 校

作 成 例

○ ○ 小 学 校 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、児童の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、○○小学校という。

（位置）

第３条　本校の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

　　第２章　学級編制及び収容定員

（学級編制及び収容定員）

第４条　本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学　　年 | 学　　　級 | 収　容　定　員 |
| 第１学年 |  | 名（男・女） |
| 第２学年 |  | 名（男・女） |
| 第３学年 |  | 名（男・女） |
| 第４学年 |  | 名（男・女） |
| 第５学年 |  | 名（男・女） |
| 第６学年 |  | 名（男・女） |
| 計 |  | 名（男・女） |

　　　第３章　修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）

第５条　本校の修業年限は６年とする。

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（学期）

第７条　 学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　　４月１日から７月31日まで

第２学期　　８月１日から12月31日まで

第３学期　　１月１日から３月31日まで

（休業日、臨時授業及び臨時休業）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

　（１）日曜日

　（２）土曜日又は毎月の第○土曜日

　（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

　（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

　（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

　（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

　（８）開校記念日　○月○日

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他緊急の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　入学、退学、転学及び休学等

（入学資格）

第９条　本校に入学することができる者は、学齢に達した児童とする。

（転入学及び編入学資格）

第10条 第１学年の途中又は第２学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、全各学年の課程を修了した者又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者とする。

（入学許可）

第11条　入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

（出願手続）

第12条　入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第13条　入学の許可を受けたときは、保護者はすみやかに誓約書、保証書等に入学料をそえて提出しなければならない。

２　前項に定める手続が所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（転学）

第14条　他の小学校から本校に転学を志願する児童があるときは、欠員がある場合に限り、

　選考のうえ、転学を許可することがある。

２　児童が他の小学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第15条　児童が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（欠席・休学）

第16条　児童が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

２　児童が病気その他やむを得ない理由により○月以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第17条　前条第２項の規定により休学中の児童が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（出席停止）

第18条　児童が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その児童に対し出席停止を命ずることがある。

（忌引）

第19条　児童が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

（身上事項の異動の届出）

第20条　児童及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときには、すみやかに届け出なければならない。

第５章　教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

（教育課程）

第21条　本校の教育課程は、小学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時間数は、別表のとおりとする。

（課程修了の認定）

第22条　各学年の課程の修了は、児童の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（卒業）

第23条　前条の規定により、児童が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第24条　児童のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第６章　職員組織

（職員組織）

第25条　本校に次の職員を置く。

　 ※（１）校長　　　　　　　１名　（注）職名に※印の付してあるものは必置です。

　 ※（２）教頭（副校長）　　　名　　　　ただし、（５）司書教諭については、12学級以上

　 ※（３）教諭　　　　　　　　名　　　の学校において必置となります。

　 ※（４）養護教諭　　　　　　名 また、必要に応じて「副校長、主幹教諭、指導教

　 ※（５）司書教諭　　　　　　名 諭」を置くことができます。

　 　（６）講師　　　　　　　　名

　 ※（７）事務職員　　　　　　名

　 ※（８）学校医　　　　　　　名

　 ※（９）学校歯科医　　　　　名

　 ※（10）学校薬剤師　　　　　名

　　 （11）学校作業員等　　　　名

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

３　教頭は、校長を助け校務を整理する。

４　職員の校務分掌は、校長が別に定める。

　　　第７章　授業料、入学料及び検定料等

（授業料、入学料及び検定料等）

第26条　本校の授業料、入学料及び検定料等は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 金　　　　額 |
| 授　業　料（年額）又は（月額） | ○○○○○円 |
| 維持管理費（年額）又は（月額） | ○○○○○円 |
| 図　書　費（年額）又は（月額） | ○○○円 |
| 暖　房　費（年額） | ○○○円 |
| 入　学　料 | ○○○○○円 |
| 施　設　費 | ○○○○○円 |
| 検　定　料 | ○○○○円 |

（注）在学を条件として一律かつ義務的に徴収しているものは、名称にこだわらず、全て記載してください。

２　児童が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

３　児童が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

４　正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を○月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

５　すでに納入した入学料及び検定料は、原則として返還しない。

　　　第８章　賞　罰

（ほう賞）

第27条　児童がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、ほう賞することがある。

（懲戒）

第28条　児童が学則その他本校が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

２　懲戒は、訓告及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する児童に対してのみ行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他児童としての本分に反した者

　　　附　則

１　この学則は、　年　月　日から施行する。

２　この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

（小学校作成例）

（別表）

教　育　課　程

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | １　年 | ２　年 | ３　年 | ４　年 | ５　年 | ６　年 |
| 各教科の授業時数 | 国　　語 |  |  |  |  |  |  |
| 社　　会 |  |  |  |  |  |  |
| 算　　数 |  |  |  |  |  |  |
| 理　　科 |  |  |  |  |  |  |
| 生　　活 |  |  |  |  |  |  |
| 音　　楽 |  |  |  |  |  |  |
| 図画工作 |  |  |  |  |  |  |
| 家　　庭 |  |  |  |  |  |  |
| 体　　育 |  |  |  |  |  |  |
| 外 国 語 |  |  |  |  |  |  |
| 道徳・宗教 | |  |  |  |  |  |  |
| 外国語活動 | |  |  |  |  |  |  |
| 総合的な学習の時間 | |  |  |  |  |  |  |
| 特別活動 | |  |  |  |  |  |  |
| 総授業数 | |  |  |  |  |  |  |

（注）学年ごとに、各教科の年間授業時数を記載してください。

（４）幼 稚 園

作 成 例

○ ○ 幼 稚 園 園 則

第１章　総　則

（目的）

1. 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

1. 本幼稚園は、○○○○幼稚園という。

（位置）

1. 本幼稚園の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

（入園資格）

1. 本幼稚園に入園することのできる者は、満○歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

　　第２章　保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）

1. 本園の保育年限は１年、２年及び３年とする。

（学期）

1. １年を次の３学期に分ける。

第１学期　　４月１日から７月31日まで

第２学期　　８月１日から12月31日まで

第３学期　　１月１日から３月31日まで

（休業日）

1. 本園の休業日は、次のとおりとする。

　　　 （注） 教育週数が39週を下回らないように設定してください。

　（１）日曜日

　（２）土曜日（又は毎月の第○土曜日）

　（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

　（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

　（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

　（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

　（８）開園記念日　○月○日

　（９）その他園長が必要と認めた日

（保育時間）

1. 保育時間は、午前○時○分から午後○時○分までとする。ただし、季節により変更することがある。

　　第３章　保育内容、定員及び学級

（保育内容）

第９条　保育内容は、幼稚園教育要領に示された５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現等）のねらいが達成されるように総合的に指導する。

（収容定員及び学級）

第10条 本園の園児の収容定員は○○名とし、○学級とする。  
（職員組織）

第11条　本園の職員組織は、次のとおりとする。

※（１）園　　長　　　　　　１名　　　（注）職名に※印の付してあるものは必置です。

（２）教　　頭　　　　　　　名　　　　　必要に応じて「副園長、主幹教諭、指導教諭、

※（３）教　　諭　　　　　　　名　　　　　養護教諭、栄養教諭その他」を置くことができ（４）事務職員　　　　　　　名　　　　　ます。

※（５）園　　医　　　　　　　名

※（６）園歯科医　　　　　　　名

※（７）園薬剤師　　　　　　　名

　　第４章　入園、退園、休園、修了及びほう賞

（入園許可）

第12条　入園は、園長がこれを許可する。

（入園手続）

第13条　入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

（退園、休園）

第14条　退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

２　病気その他の理由により、本園での安全な利用継続が困難な場合、退園又は休園させることがある。

（成績の評価）

第15条　各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（修了）

第16条　園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

（ほう賞）

第17条　心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

　　第５章　保育料、入園料及び入園検定料等

（保育料、入園料及び入園検定料等）

第18条　本園の保育料、入園料及び入園検定料等は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 保 育 料(月額) | ○○○○○円 |
|  | ○○○○○円 |
|  | ○○○○円 |
|  | ○○○○円 |
|  | ○○○○円 |

（注）在園を条件として一律かつ義務的に徴収している費用（［例］教材費・暖房費等）についても記載してください。

２ 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

３ 納付された納付金は、原則として返還しない。

附　　則

１ この園則は、　　　年　　　月　　　日から施行する。

２ この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

（５）専 修 学 校

作 成 例

○ ○ 専 修 学 校 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条 本校は、学校教育法及び○○法の規定に基づき、○○に関する専門知識及び技術を修得させ、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、○○専修学校という。

（位置）

第３条　本校の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

　　第２章　課程及び学科、修業年限、休業日等

（課程及び学科、収容定員、修業年限等）

第４条　本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課 程 名 | 学科名 | 昼夜  の別 | 修業  年限 | 学級数 | 入　学  定　員 | 収容定員 | | 始業及び終業時刻  （授業日　曜日） |
| ４月生 | 10月生 |
| ○○○  　専門課程 | ○○○  (学)科 | 昼 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　○○専門課程の○○には８分野名を表記してください。

　　　２　昼夜開講制度を行う場合は、昼夜を別欄に表記してください。

（学年及び学期）

第５条　本校の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

２　○○課程の学期は、次のとおりとする。

第１学期　　　○月○日から○月○日まで

第２学期　　　○月○日から○月○日まで

第３学期　　　○月○日から○月○日まで

（休業日）

第６条　本校の休業日は、次のとおりとする。

　（１）日曜日

　（２）土曜日又は毎月の第○土曜日

　（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

　（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

　（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

　（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

　（８）開校記念日　○月○日

　（９）その他校長が必要と認めた日

第３章　教育課程、授業時数及び教職員組織

（教育課程及び授業時数）

第７条　本校の教育課程及び授業時数は、別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める授業時数の１単位時間は、○○分とする。

３　選択科目については、他の専修学校等において履修することができる。

　　なお、対象となる授業科目等については、別表第２に定めるものとする。

４　授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は、○○時間をもって１単位とする。

（教職員組織）

第８条　本校に次の教職員を置く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課 程 名  種　別 | 課　程 | 課　程 | 計 |
| 校　　　長 | 名 | | 名 |
| 教　　　員 |  |  |  |
| 助　　　手 |  |  |  |
| 事務職員 |  | |  |
| 学 校 医 |  | |  |
| そ の 他 |  | |  |

２　校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第４章　入学、休学、退学、卒業等

（入学資格）

第９条　本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

［専門課程］

（１）高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

（２）外国において学校教育における12年の課程を修了した者

（３）文部科学大臣の指定した者

（４）文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した者

（５）修業年限が３年の専修学校の高等課程を修了した者

（６）本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

［高等課程］

（１）中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

（２）外国において学校教育における９年の課程を修了した者

（３）文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（４）文部科学大臣の指定した者

（５）本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

［一般課程］

　　　○　○　○　○

（入学許可）

第10条　入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

（出願手続）

第11条　入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第12条　入学を許可された者は、許可のあった日から○○日以内に入学の手続をしなければならない。

２　前項に定める手続が所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（退学）

第13条　生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第14条　生徒が病気その他やむを得ない理由により○月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第15条　前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（出席停止）

第16条　生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（卒業）

第17条　各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験等による認定を行い、生徒が所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

２　前項において、○○専門課程○○（学）科を修了した者には、専門士（○○専門課程）の

　称号を授与する。

第５章　賞　罰

（ほう賞）

第18条　成績優秀にして、他の模範となるときは、これをほう賞することがある。

（懲戒）

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

　　　第６章　生徒納付金

（生徒納付金）

第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納　付　区　分 | 課 程 名 | 学　 科 　名 | 昼（年額）　円 | 夜（年額）　円 |
| 授　 業　 料 |  |  |  |  |
| 入　 学 　金 |  |  |  |  |
| 入 学 検 定 料 |  |  |  |  |
| ○ ○ 料  （○ ○ 費） |  |  |  |  |

２　在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

３　入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。

４　他の学校等で履修する場合について、別に定める。

　　　第７章　科目等履修生制度等

（科目等履修生制度等）

第21条　本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

２　その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

　　　第８章　寄宿舎

（寄宿舎）

第22条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

　　　第９章　附帯事業

（附帯事業）

第23条　本校の附帯事業は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 附帯事業  の 種 類 | 昼夜  の別 | 収　容  定　員 | 修業年限  （期 間） | 週 授 業  時　　数 | 生 徒 納 付 金 | |
| 入 学 金 | 授 業 料 |
|  |  | 名 |  | 時間 | 円 | 月額　　　円 |

　　　附　則

１　この学則は、　年　月　日から施行する。

　　ただし、入学検定料については、　年　月　日から適用する。

　　（なお、すでに在籍している生徒の納付金については、従前の例による。）

２　この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

別表第１

教　育　課　程　及　び　授　業　時　数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　程　名  　　　　学科名（学年）    授業時数  科 目 名 |  | | | | 授業時数合計  （単 位 数） |
|  | | | |
| 年　　間 | | 週　　間 | |
| 必選  の別 | 授業時数 | 必選  の別 | 授業時数 |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
|  |  |  |  |  | （　　　） |
| 必修科目授業時数 |  |  |  |  | （　　　） |
| 選択科目授業時数 |  |  |  |  | （　　　） |
| 卒業に必要な総授業時数 |  |  |  |  | （　　　） |

※　第１学年においては、選択科目の中から○○時間以上、履修するものとする。

第２学年においては、･････････････とする。

（注）学科ごと別葉にしてください。

別表第２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課　程　名 | 履修する専修学校、大学等 | 履修科目 | 本校において履修したとみなす授業時数（単位数） |
| ｊ  ○○課程  ○○学科 | ○○大学○○学部○○学科  ○○専門学校○○課程○学科 | ○○○○  ○○○○ | （　　　　）  （　　　　） |

（６）各 種 学 校

作 成 例

○ ○ 学 校 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条 本校は、学校教育法及び○○法の規定に基づき、○○に関する専門知識及び技術を修得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、○○学校という。

（位置）

第３条　本校の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

　　第２章　課程、収容定員、修業年限及び休業日等

（課程、収容定員、修業年限等）

第４条　本校の課程、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課 程 名 | 昼夜  の別 | 修業  年限 | 学級数 | 入　学  定　員 | 収容定員 | | 始業及び終業時刻  （授業日　曜日） |
| ４月生 | 10月生 |
|  |  |  |  |  |  |  | ○時から○時まで |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）昼夜開講制度を行う場合は、昼夜を別欄に表記してください。

（学年及び学期）

第５条　本校の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

２　○○課程の学期は、次のとおりとする。

第１学期　　　○月○日から○月○日まで

第２学期　　　○月○日から○月○日まで

第３学期　　　○月○日から○月○日まで

（休業日）

第６条 本校の休業日は、次のとおりとする。

　（１）日曜日

　（２）土曜日又は毎月の第○土曜日

　（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

　（５）冬季休業○月○日から翌年○月○日まで

　（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

　（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

　（８）開校記念日　○月○日

　（９）その他校長が必要と認めた日

第３章　教育課程、授業時数及び教職員組織

（教育課程及び授業時数）

第７条　本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

（教職員組織）

第８条　本校に次の教職員を置く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課 程 名  種　別 | 課　程 | 課　程 | 計 |
| 校　　　長 | 名 | | 名 |
| 教　　　員 |  |  |  |
| 助　　　手 |  |  |  |
| 事務職員 |  | |  |
| 学 校 医 |  | |  |
| そ の 他 |  | |  |

２　校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第４章　入学、休学、退学、卒業等

（入学資格）

第９条　本校に入学できる者は、次のとおりとする。

　　　　○○課程

　　　　○○課程

（入学許可）

第10条　入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

（出願手続）

第11条　入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第12条　入学を許可された者は、許可のあった日から○○日以内に入学の手続をしなければならない。

２　前項に定める手続が所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（退学）

第13条　生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第14条　生徒が病気その他やむを得ない理由により○月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て許可を受けなければならない。

（復学）

第15条　前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て許可を受けなければならない。

（出席停止）

第16条　生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（卒業）

第17条　各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において認定を行い、生徒が本校の所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第５章　賞　罰

（ほう賞）

第18条　成績優秀にして、他の模範となるときは、これをほう賞することがある。

（懲戒）

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第６章　生徒納付金

（生徒納付金）

第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 納　付　区　分 | 課 程 名 | 昼 | 夜 |
| 授 業 料 |  | 年額　　　　 円 | 円 |
|  |  |  |
| 入 学 金 |  |  |  |
|  |  |  |
| 入学検定料 |  |  |  |
|  |  |  |
| ○ ○ 料  （○ ○ 費） |  |  |  |
|  |  |  |

２　在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

３　入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。

４　すでに納入した入学料及び検定料は、原則として返還しない。

第７章　寄宿舎

（寄宿舎）

第21条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

第８章　附帯事業

（附帯事業）

第22条　本校の附帯事業は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 附帯事業  の 種 類 | 昼夜  の別 | 収　容  定　員 | 修業年限  （期 間） | 週 授 業  時　　数 | 生 徒 納 付 金 | |
| 入 学 金 | 授 業 料 |
|  |  | 名 |  | 時間 | 円 | 月額　　　円 |

　　　附　則

１　この学則は、　年　月　日から施行する。

　　ただし、入学検定料については、　年　月　日から適用する。

　　（なお、すでに在籍している生徒の納付金については、従前の例による。）

２　この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

別表

教　育　課　程　及　び　授　業　時　数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ○○課程 |  | | | | | |
|  | 学科名 |  | | | | | |
|  | 時　数 | 年間授業時数 | | | | 週授業時数 | |
|  | 昼夜等  科目名  名 | 必選  の別 | 昼 | 必選  の別 | 夜 | 昼 | 夜 |
|  | |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 | |  |  |  |  |  |  |
| １単位時間数 | |  | 分 |  | 分 | 分 | 分 |

（注）課程ごと別葉にしてください。

２　学則変更条項の新旧対照表

1. 高等学校

学 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| （授業料、入学金及び検定料等）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 金　　　額 | | 授 　業　 料  (年額)又は(月額) | 円 | | 維持管理費  (年額)又は(月額) | 円 | | 図　 書 費  （年　　　額） | 円 | | 暖　 房　 費  （年　　　額） | 円 | | 施　 設　 費 | 円 | | 検　 定　 料 | 円 |   第26条　本校の授業料、入学検定料及び検定料等は、次のとおりとする。  附　則  １　この学則は、 年 月 日から施行する。  　　ただし、第26条（授業料、入学料及び検定料等）に規定する検定料、入学料及び施設費については、 年 月 日から適用する。  ２　○年度中の編入学者、転入学者又は再入学者に係る検定料、入学料及び施設費の額は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  ３　 年 月 日現在本校に在籍する者に係る授業料、維持管理費、図書費及び暖房費の額は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 | （授業料、入学金及び検定料等）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 金　　　　額 | | 授 　業　 料  (年額)又は(月額) | 円 | | 維持管理費  (年額)又は(月額) | 円 | | 図　 書 費  （年　　　額） | 円 | | 暖　 房　 費  （年　　　額） | 円 | | 施　 設　 費 | 円 | | 検　 定　 料 | 円 |   第26条 本校の授業料、入学検定料及び検定料等は、次のとおりとする。 |

（注）１　小・中・中等教育学校については、この様式に準じて作成してください。

　　　２　変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。

1. 幼 稚 園

園 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| （職員組織）  第11条　本園の職員組織は、次のとおりとする。  　 　園　　長　　　　　　　　　名  　　 教　　頭　　　　　　　　　名  　　 教　　諭　　　　　　　　　名  　 　園　　医　　　　　　　　　名  　　 園歯科医　　　　　　　　　名  　 　園薬剤師　　　　　　　　　名  　 　事務職員　　　　　　　　　名  （保育料、入園料及び入園検定料等）  第18条　本園の保育料、入園料及び入園検定料等は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 保 育 料(月額) | 円 | | 入 園 料 | 円 | | 暖 房 費(年額) | 円 | | ○ ○ 費 | 円 | | 入園検定料 | 円 |   　２　上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。     1. （削　除）   附　則  １　この園則は、 年 月 日から施行する。  　　ただし、入園料、入園検定料については、 年度入園児より適用する。  ２　この学則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。 | （職員組織）  第11条　本園の職員組織は、次のとおりとする。  　　 園　　長　　　　　　　　　名  　　 教　　諭　　　　　　　　　名  　 　園　　医　　　　　　　　　名  　　 園歯科医　　　　　　　　　名  　　　園薬剤師　　　　　　　　　名  事務職員　　　　　　　　　名  （保育料）  第18条　保育料は、月額　　　円とし、毎月　日までにその月分を納入しなければならない。  （入園料）  第19条　入園料は、　　　円とし、入園許可の際に納入しなければならない。 |

（注）変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。

（３）専修・各種学校

学 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| 第６章　生徒納付金  （生徒納付金）  第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 納付  区分 | 課程 | 学科 | 昼 | 夜 | | 授  業  料 |  |  | 年額 円 | 年額 円 | |  |  |  | | 入  学  金 |  |  |  |  | |  |  |  | | 入検  定  学料 |  |  |  |  | |  |  |  | | ○  科  (費) |  |  |  |  | |  |  |  |     ２　在籍中の生徒の授業料は、原則として出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。  　３　入学金は、原則として入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。  附　則  １　この学則は、年 月 日から施行する。  　　ただし、入学検定料については、年 月　日から適用する。  （なお、すでに在籍している生徒の納付金については、従前の例による。）  ２　この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。 | 第６章　生徒納付金  （生徒納付金）  第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 納付  区分 | 課程 | 学科 | 昼 | 夜 | | 授  業  料 |  |  | 年額 円 | 年額 円 | |  |  |  | | 入  学  金 |  |  |  |  | |  |  |  | | 入検  定  学料 |  |  |  |  | |  |  |  | | ○  科  (費) |  |  |  |  | |  |  |  |   ２　在籍中の生徒の授業料は、原則として出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。  　３　入学金は、原則として入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。 |

（注）変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。







（２）幼　稚　園



|  |
| --- |
| （注）１　園舎の床面積については「校地校舎等の平面図及び配置図」（151ページ参照）に記載している内容に準じてください。  　　　２　園地以外の土地及び園舎以外の施設については、備考欄にその所在地を記載してください。 |
| （注）１　園舎の床面積については「校地校舎等の平面図及び配置図」（151ページ参照）に記載している内容に準じてください。  　　　２　園地以外の土地及び園舎以外の施設については、備考欄にその所在地を記載してください。  （３）専修・各種学校 |
|  |

４　校地校舎等の平面図及び配置図

（１）案　内　図　（学校近隣の状況を明らかにしたもの）

（２）配　置　図　（校地内における校舎及び運動場配置図）

（３）全校地求積図

（４）運動場求積図

（５）建物平面図　（校舎各階平面図、建築面積、床面積算出表［各室の床面積が分かるもの（「施設概要書」に記載した各区分の面積の算出方法が分かるよう作成してください：様式任意）］）

（６）建物立面図　（建物の新築、増改築及び取得の場合に限る。）

（７）地図(公図)の証明書　（校地を新たに取得する場合に限る。公図写しでも可）

　　 (法務局発行のもの)

５　校地校舎等の権利の帰属を証明するに足りる書類

（１）土地関係

・登記簿謄本（全部事項証明書）

・売買契約書の写し

・寄附の場合は、寄附申込書の写し

（２）建物関係

・登記簿謄本（全部事項証明書）

・工事請負契約書の写し

・建築確認申請書及び同通知書（確認済証）の写し

　（申請書は第１～６面が必要です。）









９　学級編制表

1. 高等学校

学　級　編　制　表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課 程  　 学 科  学 年 　学級数 | 全　　　日　　　制　　　課　　　程 | | | | | |
| 普　通　科 | | 科 | | 計 | |
| 学 級 | 収容定員 | 学 級 | 収容定員 | 学 級 | 収容定員 |
| 第 １ 学 年 | 学級 | 人 | 学級 | 人 | 学級 | 人 |
| 第 ２ 学 年 |  |  |  |  |  |  |
| 第 ３ 学 年 |  |  |  |  |  |  |

（注）小・中・中等教育学校については、この様式に準じて作成してください。

（２）幼 稚 園

学　級　編　制　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 学　 級 　数 | 収　容　定　員 | 備　　　 考 |
| ３　　歳　　児 | 学級 | 人 |  |
| ４　　歳　　児 |  |  |  |
| ５　　歳　　児 |  |  |  |

（３）専修・各種学校

学　級　編　制　表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分  課程名 | 学 科 名 | 昼 夜  の 別 | 学 級 数 | 学 級  定 員 | 修 業  年 限 | 収容定員 | 入 学 期 |
|  |  |  | 学級 | 人 |  | 人 | 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |  |  |  |

（注）修業年限別、昼夜別にそれぞれ別行としてください。

10　飲料水の水質を証明する書類

厚生労働大臣の登録を受けた者による厚生労働省令に定める水質基準を満たしていることを証する書類。

11　設置者の履歴書（設置者が法人の場合は、その沿革書及び代表者の履歴書）

（１）履歴書の作成にあたっては、次の項目を記載してください。

①氏名（ふりがな）②現住所③学歴、職歴（できるだけ詳細に記載してください。）

（２）法人の沿革書については、法人の設立から学校の設置、理事長及び校長等の就退任、法人としての主要事業等を記載してください。

12　校長の就任承諾書、履歴書及び欠格事由（学校教育法第９条各号）に該当しないことを証する書類［誓約書］

（１）就任承諾書及び欠格事由（学校教育法第９条各号）に該当しないことを証する書類については、次の様式により作成してください。

（２）履歴書の作成にあたっては、次の項目を記載してください。

①氏名（ふりがな）②現住所③学歴、職歴（できるだけ詳細に、教育に関するものは全て記載してください。）④教育に関する資格及び免許等

|  |
| --- |
| 就　任　承　諾　書  年　　月　　日  学校法人○○○○  理事長　　　　　　　　　　殿  住　所  氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※署名又は記名押印）  　私は、○年○月○日をもって○○○学校の校長に就任することを承諾いたします。 |

　 （注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  　○○○○は、就任時において次のいずれにも該当していないことを誓約します。  　　一　禁錮以上の刑に処せられた者  二　教育職員免許法第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者  　　三　教育職員免許法第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者  　　四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  　　　　　　年　　月　　日  学校法人○○○○  　理事長 |

　 （注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

13　議決機関の議事録の写し

学校法人○○学園理事会議事録

日時　　　　　　年　　月　　日　　午後　　時～　 　時

場所　　　　　　学校法人○○学園会議室

理事現在数　　　　　　　　名（理事定員　　　　名）

出席理事　　　　　　　　　名　　氏名　○○○○　　○○○○　　○○○○

書面議決書提出理事　　　　名　　氏名　○○○○　　○○○○　　○○○○

欠席理事　　　　　　　　　名　　氏名　○○○○　　○○○○　　○○○○

出席監事　　　　　　　　　名　　氏名　○○○○　　○○○○　　○○○○

欠席監事　　　　　　　　　名　　氏名　○○○○　　○○○○　　○○○○

議案（１）〇〇学校（幼稚園）の学則（園則）の変更について

　　（２）･･････････について

議事の経過及び議決内容

　○時○分寄附行為の規定により、○○○○が議長に就任し、出席者を確認のうえ、所定の定足数を満たしていることを宣し議案の審議に入った。

（第１号議案）〇〇学校（幼稚園）学則（園則）の変更について

　○○氏から〇〇学校（幼稚園）学則（園則）について変更したい旨提案があり、審議に入った。

　　○○氏「･････････････」

　　○○氏「･････････････」

　 上記のような意見があり、採決した結果全員異議なく可決した。

（第２号議案）･･････････について

　　　　　　（略）

　以上議案の審議を終了したので、議長は○○時○○分閉会を宣した。

　上記議決を明確にするため、この議事録を作成し出席理事全員及び監事が署名（又は記名押印）する。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　学校法人○○学園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監　事　　○　○　○　○　　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監　事　　○　○　○　○　　（印）

（注）１　議決機関の議事録は、この例により作成し、原本は学校法人において保管してください。

　　　２　審議の内容は、具体的に記載してください。

　　　３　書面議決書は、議案ごとの賛否がわかるよう作成してください。

　　　４　評議員会の議事録についても、この例に準じて作成してください。

　　　５　利益相反取引の承認に関する決議については、理事それぞれの賛否がわかるように作成してください。

　　　６　寄附行為に基づき、署名の場合は押印不要、記名押印の場合は押印が必要です。

14　設置趣意書

　様式は任意ですが、内容については学校（課程、学科）を開設するに至った経緯及び目的等を具体的にわかりやすくその要旨を記載してください。

15 設立決議録

学校法人○○学園発起人決議録

１　日　　時　　　　　　年　　月　　日　　午後　　時～ 　　時

２　開催場所

３　出 席 者 氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

４　議　　案

（１）学校法人○○学園設立について

　（２）設立代表者選任について

（３）寄附受領について

（４）設立当初役員選任について

（５）設立当初の理事長の選任について

５　議事の経過及びその結果

　　○時○分○○○○が議長となり、開会を宣して議案の審議に入った。

（第１号議案）学校法人○○学園設立について

　　まず議長より、第１号議案について、･････････････

　　　　　　　　　（略）

　 よって、議長は議事終了の旨を述べて、○○時○○分閉会した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議事録署名人（出席者全員）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

氏 名　○ ○ ○ ○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※署名又は記名押印）





17　校長の資格を証する書類

　 次のいずれかの書類を添付してください。（なお、専修・各種学校については、学校教育法第129条等により（３）の②のみでも可）

（１）学校教育法施行規則第20条第１号による場合

　　　　教育免許状(専修又は一種。高等学校及び中等教育学校の校長は専修）の写し、教員免許更新に係る証明書の写し及び５年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

（２）学校教育法施行規則第20条第２号による場合

　 　 10年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

（３）学校教育法施行規則第21条による場合

　　　　①同規則第20条により難い特別の事情を説明する書類

　　　　②５年以上教育に関する職または教育、学術に関する業務に従事したことを証する書類

　（４）学校教育法施行規則第22条による場合

理由書（学校の運営上特に必要がある場合、（１）又は（２）の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を選任することができます。この旨を理由書としてまとめて添付してください。）



19　寄附行為

寄附行為作成例

幼稚園・幼保連携型認定こども園設置法人

注０：認可保育所等を設置する場合は、第４条の２から第４条の４の規定を置いてください。設置しない場合は、第63条第２項[　]内を削除してください。

注１：条項に網掛けをした事項は、寄附行為に必ず記載しなければならない事項です。

注２：収益事業を行わない法人については、該当条項（第５条・第20条第２項第６号・第37条第２項第５号・第56条第１項・同第４項・同第５項・第60条第２項・第62条第３項）の[　]内を削除して作成してください。

注３：代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない法人は、該当条項（第15条第３項・同第４項・同第６項・同第７項・同第８項・第16条・第17条・第48条第１項・同第２項・第54条）の〔　〕内を削除して作成してください。

注４：本作成例第７条・第８条・第11条第２項は、評議員会を理事選任機関とする前提です。

　　　独立した理事選任機関を置く場合や、理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合の別作成例を末尾に記載しました。

注５：本作成例第32条は、評議員会で評議員を選任する前提です。充て職や複数の機関で評議員を選任する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注６：本作成例第49条は、理事・評議員協議会を設置する前提です。理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注７：第59条、第63条第２項、第67条及び第70条には、従来の神奈川県独自の作成例を残しています。

注８：第69条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務ですが、積極的に検討してください。

学校法人○○○○寄附行為

第１章　総 則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人○○○○と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を神奈川県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

※　幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設置する幼稚園法人の場合

　　　　この法人は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令に従い、学校

教育及び保育を行うことを目的とする。

　　※　幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合

　　　　この法人は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令に従い、学校教育及び保育

を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

○○○幼稚園

[（設置する保育所）

第４条の２　この法人は、次に掲げる保育所を設置する。

　 ○○保育園]

[（設置する認可外保育施設）

第４条の３　この法人は、次に掲げる認可外保育施設を設置する。

　 ○○園　※企業主導型保育事業を行う施設も認可外保育施設にあたります。]

[（実施する小規模保育事業）

第４条の４　この法人は、次に掲げる小規模保育事業を実施する。

　 ○○園]

［（収益事業）

第５条　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

（１）その他の小売業

（２）不動産賃貸業・管理業］

　　　第３章　機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　○名

（２）監事　　○名

２　この法人に、評議員○名を置く。

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　園長のうちから評議員会において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第９条　理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第10条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第11条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

３　理事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第12条　理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（理事会の構成）

第13条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第14条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第15条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

〔３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

〔４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

〔６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。〕

（代表権の制限）

第16条　理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条　理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（招集）

第18条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第29条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第20条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　この寄附行為の変更

（２）　予算及び事業計画の作成又は変更

（３）　基本財産の処分

（４）　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（５）　残余財産の帰属者の決定

[（６）　収益を目的とする事業に関する重要な事項]

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（２）　この法人の合併

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

（監事の選任）

第23条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第24条　監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第25条　監事の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第26条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３） 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第28条　監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第29条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）　前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた　　職務。

２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第30条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。＞

・注：子法人がなければ規定しない。

３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第31条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）　この法人の職員のうちから選任した者　○名

（２）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者　○名

（３）　学識経験者のうちから選任した者　○名

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（評議員の資格）

第33条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項、第46条第２項及び第３項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第34条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第35条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

３　評議員は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員会の構成）

第36条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第37条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）　重要な資産の処分又は譲受け

（２）　多額の借財

（３）　予算及び事業計画の作成又は変更

（４）　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

[（５）　収益事業に関する重要事項]

（６）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

（７）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　寄附金品の募集に関する事項

（９）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

（１）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに関する寄附行為の変更

（２）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（３）　合併

（理事の行為の差止めの求め）

第38条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条　評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（開催）

第40条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第41条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）　私立学校法施行規則で定める事項

５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第42条　前条第２項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第43条　第29条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第44条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第45条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第46条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　私立学校法第92条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第47条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第48条　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

２　理事・評議員協議会の構成員は、理事○名、評議員○名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

３　理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

４　理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

５　理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

６　理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第８章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第50条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

第51条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第52条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第53条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の10分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第54条　理事（理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

　　　第９章　資産及び会計

（資産）

第55条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第56条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

[４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。]

５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第57条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第58条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第59条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第60条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

［２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。］

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第61条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第62条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　計算書類

（４）　計算書類の附属明細書

（５）　財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

[３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

（財産目録等の備付及び閲覧）

第63条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第４条に定める学校に在学する者［又は第４条の２、３、４の施設に在籍する者］その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第64条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第10章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第65条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

　　　第11章　解散及び合併

（解散）

第66条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）神奈川県知事の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第67条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

（合併）

第68条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

　　　第12章　補則

【（情報の公表）→努力義務

第69条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容】

（公告の方法）

第70条　この法人の公告は、この法人の｛掲示場に掲示して｝｛ホームページに掲載する方法により｝行う。｛掲示場又はホームページを選択｝

（施行細則）

第71条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。

２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

３　理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

６　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

９　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事選任機関において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人に、次の理事選任機関を置く。

（１）理事会

（２）評議員会

（３）外部理事選任委員会

２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）理事会　全ての理事

（２）評議員会　全ての評議員

（３）外部理事選任委員会　学外有識者○名

３　外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

４　外部理事選任委員会の構成員の任期は、○年とする。

５　外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が招集する。

６　評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

７　評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

８　外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

９　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第５項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10　外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事会において選任した者　　○名

（２）　評議員会において選任した者　　○名

（３）　外部理事選任委員会において選任した者　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合及び理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合共通）

（理事の解任及び退任）

第11条　（略）

２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

（注５関係：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名

（２）　○○○○学校校長

（３）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名

（４）　学識経験者のうちから、第４号評議員選任委員会において選任した者　○○名

２　前項第１号及び第２号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　第１項第２号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

４　第４号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。

５　評議員会及び第４号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

６　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

７　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（注６関係：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合）

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

　　　附　則

１　この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（　　 年　　月　　日）から施行する。

　　※　施行日を認可後の特定日（４月１日など）とする場合は、「　　　年　　月　　日に

　　　神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、　　年　　月　　日から施行する。」と規定

　　　する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

　　理事（理事長）○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　　附　則

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。

（理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例）

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

（令和７《2025》年４月１日以降令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例）

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

（改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例）

４　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

５　前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

６　第32条第１項第２号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

（令和７《2025》年４月１日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合の、経過措置の例）

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、令和○《20〇》年○月○日から施行する。

２　令和○《20〇》年○月○日に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

※　以下、改正のたびに附則を追記してください。

幼稚園・幼保連携型認定こども園設置法人

寄附行為作成例（譲渡所得非課税措置を受ける場合）

注０：認可保育所等を設置する場合は、第４条の２から第４条の４の規定を置いてください。設置しない場合は、第63条第２項[　]内を削除してください。

注１：条項に網掛けをした事項は、寄附行為に必ず記載しなければならない事項です。

注２：収益事業を行わない法人については、該当条項（第５条・第20条第２項第９号・第37条第２項第５号・第56条第１項・同第４項・同第５項・第60条第２項・第62条第３項）の[　]内を削除して作成してください。

注３：代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない法人は、該当条項（第15条第３項・同第４項・同第６項・同第７項・同第８項・第16条・第17条・第48条第１項・同第２項・第54条）の〔　〕内を削除して作成してください。

注４：本作成例第７条・第８条・第11条第２項は、評議員会を理事選任機関とする前提です。

　　　独立した理事選任機関を置く場合や、理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合の別作成例を末尾に記載しました。

注５：本作成例第32条は、評議員会で評議員を選任する前提です。充て職や複数の機関で評議員を選任する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注６：本作成例第49条は、理事・評議員協議会を設置する前提です。理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注７：第59条、第63条第２項、第67条及び第70条には、従来の神奈川県独自の作成例を残しています。

注８：第69条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務ですが、積極的に検討してください。

注９：租税特別措置法による非課税措置（学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得税の非課税承認の適用）を受けたい場合は、次の作成例により寄附行為を作成してください。**ゴシック体太字枠囲い**が、租税特別措置法等で定める要件に対応して、通常の作成例から追加・修正された部分です。**第６条第１項及び第２項、第９条、第20条第１項から第３項、第24条、第33条、第37項第３項、第46条第１項、第４項（追加）及び第５項（項番ズレ）、第52条並びに第62条第１項が該当します。**

学校法人○○○○寄附行為

第１章　総 則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人○○○○と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を神奈川県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

※　幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設置する幼稚園法人の場合

　　　　この法人は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令に従い、学校

教育及び保育を行うことを目的とする。

　　※　幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合

　　　　この法人は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令に従い、学校教育及び保育

を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

○○○幼稚園

[（設置する保育所）

第４条の２　この法人は、次に掲げる保育所を設置する。

　 ○○保育園]

[（設置する認可外保育施設）

第４条の３　この法人は、次に掲げる認可外保育施設を設置する。

　 ○○園　※企業主導型保育事業を行う施設も認可外保育施設にあたります。]

[（実施する小規模保育事業）

第４条の４　この法人は、次に掲げる小規模保育事業を実施する。

　 ○○園]

［（収益事業）

第５条　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

（１）その他の小売業

（２）不動産賃貸業・管理業］

　　　第３章　機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　○名**（注）理事の定数は、６名以上とする。**

（２）監事　　○名

２　この法人に、評議員○名を置く。**（注）評議員の定数は、７名以上とする。**

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　園長のうちから評議員会において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第９条　理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに**、この法人の理事は、他の２人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。**

（理事の任期）

第10条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第11条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

３　理事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第12条　理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（理事会の構成）

第13条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第14条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第15条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

〔３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

〔４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

〔６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。〕

（代表権の制限）

第16条　理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条　理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（招集）

第18条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第29条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第20条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、**議決に加わることができる**理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、**理事の総数（現在数）**の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　この寄附行為の変更

（２）　**私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散**

（３）　**この法人の合併**

（４）　予算及び事業計画の作成又は変更

（５）　**第62条第１項各号に定める書類の承認**

（６）　基本財産の処分

（７）　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　残余財産の帰属者の決定

[（９）　収益を目的とする事業に関する重要な事項]

３　**前２項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。**

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

（監事の選任）

第23条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第24条　監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに**、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。**

（監事の任期）

第25条　監事の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第26条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３） 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第28条　監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第29条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）　前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた　　職務。

２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第30条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。＞

・注：子法人がなければ規定しない。

３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第31条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）　この法人の職員のうちから選任した者　○名

（２）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者　○名

（３）　学識経験者のうちから選任した者　○名

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（評議員の資格）

第33条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項、第46条第２項及び第３項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに**、この法人の評議員は、他の２人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。**

（評議員の任期）

第34条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第35条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

３　評議員は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員会の構成）

第36条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第37条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）　重要な資産の処分又は譲受け

（２）　多額の借財

（３）　予算及び事業計画の作成又は変更

（４）　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

[（５）　収益事業に関する重要事項]

（６）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

（７）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　寄附金品の募集に関する事項

（９）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

３　評議員会は、**法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、**次の各号に掲げる事項について決議する。

（１）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに関する寄附行為の変更

（２）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（３）　合併

（理事の行為の差止めの求め）

第38条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条　評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（開催）

第40条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第41条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）　私立学校法施行規則で定める事項

５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第42条　前条第２項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第43条　第29条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第44条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第45条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第46条　評議員会の決議は、**議決に加わることができる**評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　私立学校法第92条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

**４　前３項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。**

**５**　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第47条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第48条　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

２　理事・評議員協議会の構成員は、理事○名、評議員○名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

３　理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

４　理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

５　理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

６　理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第８章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第50条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

第51条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第52条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。**ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。**

（責任の免除）

第53条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の10分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第54条　理事（理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

　　　第９章　資産及び会計

（資産）

第55条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第56条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

[４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。]

５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第57条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第58条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第59条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第60条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

［２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。］

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第61条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第62条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の**決議による**承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　計算書類

（４）　計算書類の附属明細書

（５）　財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

[３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

（財産目録等の備付及び閲覧）

第63条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第４条に定める学校に在学する者［又は第４条の２、３、４の施設に在籍する者］その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第64条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第10章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第65条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

　　　第11章　解散及び合併

（解散）

第66条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）神奈川県知事の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第67条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

（合併）

第68条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

　　　第12章　補則

【（情報の公表）→努力義務

第69条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容】

（公告の方法）

第70条　この法人の公告は、この法人の｛掲示場に掲示して｝｛ホームページに掲載する方法により｝行う。｛掲示場又はホームページを選択｝

（施行細則）

第71条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。

２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

３　理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

６　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

９　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事選任機関において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人に、次の理事選任機関を置く。

（１）理事会

（２）評議員会

（３）外部理事選任委員会

２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）理事会　全ての理事

（２）評議員会　全ての評議員

（３）外部理事選任委員会　学外有識者○名

３　外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

４　外部理事選任委員会の構成員の任期は、○年とする。

５　外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が招集する。

６　評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

７　評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

８　外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

９　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第５項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10　外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事会において選任した者　　○名

（２）　評議員会において選任した者　　○名

（３）　外部理事選任委員会において選任した者　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合及び理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合共通）

（理事の解任及び退任）

第11条　（略）

２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

（注５関係：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名

（２）　○○○○学校校長

（３）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名

（４）　学識経験者のうちから、第４号評議員選任委員会において選任した者　○○名

２　前項第１号及び第２号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　第１項第２号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

４　第４号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。

５　評議員会及び第４号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

６　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

７　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（注６関係：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合）

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

　　　附　則

１　この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（　　 年　　月　　日）から施行する。

　　※　施行日を認可後の特定日（４月１日など）とする場合は、「　　　年　　月　　日に

　　　神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、　　年　　月　　日から施行する。」と規定

　　　する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

　　理事（理事長）○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　　附　則

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。

（理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例）

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

（令和７《2025》年４月１日以降令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例）

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

（改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例）

４　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、第９条、第24条及び第33条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

５　前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

６　第32条第１項第２号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

（令和７《2025》年４月１日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合の、経過措置の例）

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、令和○《20〇》年○月○日から施行する。

２　令和○《20〇》年○月○日に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

※　以下、改正のたびに附則を追記してください。

小・中・中等教育・高等学校設置法人・準学校法人

寄附行為作成例

注１：条項に網掛けをした事項は、寄附行為に必ず記載しなければならない事項です。

注２：収益事業を行わない法人については、該当条項（第５条・第20条第２項第６号・第37条第２項第５号・第56条第１項・同第４項・同第５項・第60条第２項・第62条第３項）の[　]内を削除して作成してください。

注３：代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない法人は、該当条項（第15条第３項・同第４項・同第６項・同第７項・同第８項・第16条・第17条・第48条第１項・同第２項・第54条）の〔　〕内を削除して作成してください。

注４：本作成例第７条・第８条・第11条第２項は、評議員会を理事選任機関とする前提です。

　　　独立した理事選任機関を置く場合や、理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合の別作成例を末尾に記載しました。

注５：本作成例第32条は、評議員会で評議員を選任する前提です。充て職や複数の機関で評議員を選任する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注６：本作成例第49条は、理事・評議員協議会を設置する前提です。理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注７：第63条第２項、第67条及び第70条には、従来の神奈川県独自の作成例を残しています。

注８：第69条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務ですが、積極的に検討してください。

学校法人○○○○寄附行為

第１章　総 則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人○○○○と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を神奈川県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○な人材を育成することを目的とする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を設置する場合、幼稚園法人向けの作成例も参照してください。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（１）○○高等学校　全日制課程（定時制課程、通信制課程）　〇〇学科

（２）○○中学校

（３）○○小学校

（４）○○幼稚園

（５）○〇専修学校　〇〇高等課程　〇〇専門課程

（６）○○各種学校

［（収益事業）

第５条　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

（１）その他の小売業

（２）不動産賃貸業・管理業］

　　　第３章　機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　○名

（２）監事　　○名

２　この法人に、評議員○名を置く。

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから評議員会において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第９条　理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第10条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第11条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

３　理事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第12条　理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（理事会の構成）

第13条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第14条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第15条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

〔３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

〔４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

〔６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。〕

（代表権の制限）

第16条　理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条　理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（招集）

第18条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第29条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第20条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　この寄附行為の変更

（２）　予算及び事業計画の作成又は変更

（３）　基本財産の処分

（４）　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（５）　残余財産の帰属者の決定

[（６）　収益を目的とする事業に関する重要な事項]

３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（２）　この法人の合併

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

（監事の選任）

第23条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第24条　監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第25条　監事の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第26条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３） 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第28条　監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第29条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）　前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた　　職務。

２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第30条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。＞

・注：子法人がなければ規定しない。

３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第31条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）　この法人の職員のうちから選任した者　○名

（２）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者　○名

（３）　学識経験者のうちから選任した者　○名

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（評議員の資格）

第33条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項、第46条第２項及び第３項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第34条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第35条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

３　評議員は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員会の構成）

第36条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第37条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）　重要な資産の処分又は譲受け

（２）　多額の借財

（３）　予算及び事業計画の作成又は変更

（４）　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

[（５）　収益事業に関する重要事項]

（６）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

（７）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　寄附金品の募集に関する事項

（９）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

（１）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに関する寄附行為の変更

（２）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（３）　合併

（理事の行為の差止めの求め）

第38条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条　評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（開催）

第40条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第41条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）　私立学校法施行規則で定める事項

５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第42条　前条第２項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第43条　第29条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第44条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第45条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第46条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　私立学校法第92条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第47条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第48条　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

２　理事・評議員協議会の構成員は、理事○名、評議員○名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

３　理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

４　理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

５　理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

６　理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第８章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第50条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

第51条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第52条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第53条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の10分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第54条　理事（理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

　　　第９章　資産及び会計

（資産）

第55条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第56条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

[４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。]

５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第57条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第58条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第59条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第60条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

［２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。］

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第61条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第62条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　計算書類

（４）　計算書類の附属明細書

（５）　財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

[３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

（財産目録等の備付及び閲覧）

第63条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第４条に定める学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第64条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第10章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第65条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

　　　第11章　解散及び合併

（解散）

第66条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）神奈川県知事の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第67条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

（合併）

第68条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

　　　第12章　補則

【（情報の公表）→努力義務

第69条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容】

（公告の方法）

第70条　この法人の公告は、この法人の｛掲示場に掲示して｝｛ホームページに掲載する方法により｝行う。｛掲示場又はホームページを選択｝

（施行細則）

第71条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。

２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

３　理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

６　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

９　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事選任機関において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人に、次の理事選任機関を置く。

（１）理事会

（２）評議員会

（３）外部理事選任委員会

２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）理事会　全ての理事

（２）評議員会　全ての評議員

（３）外部理事選任委員会　学外有識者○名

３　外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

４　外部理事選任委員会の構成員の任期は、○年とする。

５　外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が招集する。

６　評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

７　評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

８　外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

９　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第５項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10　外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事会において選任した者　　○名

（２）　評議員会において選任した者　　○名

（３）　外部理事選任委員会において選任した者　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合及び理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合共通）

（理事の解任及び退任）

第11条　（略）

２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

（注５関係：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名

（２）　○○○○学校校長

（３）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名

（４）　学識経験者のうちから、第４号評議員選任委員会において選任した者　○○名

２　前項第１号及び第２号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　第１項第２号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

４　第４号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。

５　評議員会及び第４号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

６　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

７　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（注６関係：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合）

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

　　　附　則

１　この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（　　 年　　月　　日）から施行する。

　　※　施行日を認可後の特定日（４月１日など）とする場合は、「　　　年　　月　　日に

　　　神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、　　年　　月　　日から施行する。」と規定

　　　する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

　　理事（理事長）○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　　附　則

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。

（理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例）

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

（令和７《2025》年４月１日以降令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例）

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

（改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例）

４　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

５　前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

６　第32条第１項第２号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

（令和７《2025》年４月１日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合の、経過措置の例）

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、令和○《20〇》年○月○日から施行する。

２　令和○《20〇》年○月○日に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

※　以下、改正のたびに附則を追記してください。

小・中・中等教育・高等学校設置法人・準学校法人

寄附行為作成例（譲渡所得非課税措置を受ける場合）

注１：条項に網掛けをした事項は、寄附行為に必ず記載しなければならない事項です。

注２：収益事業を行わない法人については、該当条項（第５条・第20条第２項第９号・第37条第２項第５号・第56条第１項・同第４項・同第５項・第60条第２項・第62条第３項）の[　]内を削除して作成してください。

注３：代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない法人は、該当条項（第15条第３項・同第４項・同第６項・同第７項・同第８項・第16条・第17条・第48条第１項・同第２項・第54条）の〔　〕内を削除して作成してください。

注４：本作成例第７条・第８条・第11条第２項は、評議員会を理事選任機関とする前提です。

　　　独立した理事選任機関を置く場合や、理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合の別作成例を末尾に記載しました。

注５：本作成例第32条は、評議員会で評議員を選任する前提です。充て職や複数の機関で評議員を選任する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注６：本作成例第49条は、理事・評議員協議会を設置する前提です。理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合の別作成例を末尾に記載しました。

注７：第63条第２項、第67条及び第70条には、従来の神奈川県独自の作成例を残しています。

注８：第69条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務ですが、積極的に検討してください。

注９：租税特別措置法による非課税措置（学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得税の非課税承認の適用）を受けたい場合は、次の作成例により寄附行為を作成してください。**ゴシック体太字枠囲い**が、租税特別措置法等で定める要件に対応して、通常の作成例から追加・修正された部分です。**第６条第１項及び第２項、第９条、第20条第１項から第３項、第24条、第33条、第37項第３項、第46条第１項、第４項（追加）及び第５項（項番ズレ）、第52条並びに第62条第１項が該当します。**

学校法人○○○○寄附行為

第１章　総 則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人○○○○と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を神奈川県○○市○○町○○丁目○○番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○な人材を育成することを目的とする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を設置する場合、幼稚園法人向けの作成例も参照してください。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（１）○○高等学校　全日制課程（定時制課程、通信制課程）　〇〇学科

（２）○○中学校

（３）○○小学校

（４）○○幼稚園

（５）○〇専修学校　〇〇高等課程　〇〇専門課程

（６）○○各種学校

［（収益事業）

第５条　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

（１）その他の小売業

（２）不動産賃貸業・管理業］

　　　第３章　機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　○名**（注）理事の定数は、６名以上とする。**

（２）監事　　○名

２　この法人に、評議員○名を置く。**（注）評議員の定数は、７名以上とする。**

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第４章　理事会及び理事

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから評議員会において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第９条　理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに**、この法人の理事は、他の２人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。**

（理事の任期）

第10条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第11条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

３　理事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第12条　理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（理事会の構成）

第13条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第14条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第15条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

〔３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

〔４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。〕

５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

〔６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。〕

〔８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。〕

（代表権の制限）

第16条　理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条　理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（招集）

第18条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　前条第２項及び第４項並びに第29条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第20条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、**議決に加わることができる**理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、**理事の総数（現在数）**の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　この寄附行為の変更

（２）　**私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散**

（３）　**この法人の合併**

（４）　予算及び事業計画の作成又は変更

（５）　**第62条第１項各号に定める書類の承認**

（６）　基本財産の処分

（７）　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　残余財産の帰属者の決定

[（９）　収益を目的とする事業に関する重要な事項]

３　**前２項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。**

４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第21条　法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

（監事の選任）

第23条　監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第24条　監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに**、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。**

（監事の任期）

第25条　監事の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第26条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　監事としてふさわしくない非行があったとき

２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

３　監事は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３） 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

第28条　監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第29条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（３）　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

（４）　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

（５）　前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた　　職務。

２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第30条　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。＞

・注：子法人がなければ規定しない。

３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第31条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第６章　評議員会及び評議員

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

（１）　この法人の職員のうちから選任した者　○名

（２）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者　○名

（３）　学識経験者のうちから選任した者　○名

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（評議員の資格）

第33条　評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第３項及び第６項、第46条第２項及び第３項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに**、この法人の評議員は、他の２人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。**

（評議員の任期）

第34条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第35条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）　評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）　任期の満了

（２）　辞任

（３）　死亡

３　評議員は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員会の構成）

第36条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第37条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）　重要な資産の処分又は譲受け

（２）　多額の借財

（３）　予算及び事業計画の作成又は変更

（４）　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

[（５）　収益事業に関する重要事項]

（６）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

（７）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（８）　寄附金品の募集に関する事項

（９）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

３　評議員会は、**法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、**次の各号に掲げる事項について決議する。

（１）　私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号までに関する寄附行為の変更

（２）　私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散

（３）　合併

（理事の行為の差止めの求め）

第38条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条　評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（開催）

第40条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第41条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）　私立学校法施行規則で定める事項

５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第42条　前条第２項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第43条　第29条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第44条　前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第45条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第46条　評議員会の決議は、**議決に加わることができる**評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　私立学校法第92条第１項に規定する決議

３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

**４　前３項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。**

**５**　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第47条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第48条　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

２　理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

２　理事・評議員協議会の構成員は、理事○名、評議員○名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

３　理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

４　理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

５　理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

６　理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第８章　予算及び事業計画等

（会計年度）

第50条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

第51条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第52条　役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。**ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。**

（責任の免除）

第53条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の10分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第54条　理事（理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

　　　第９章　資産及び会計

（資産）

第55条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第56条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

[４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。]

５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第57条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第58条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第59条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第60条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

［２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。］

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第61条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第62条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の**決議による**承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　計算書類

（４）　計算書類の附属明細書

（５）　財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

[３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

（財産目録等の備付及び閲覧）

第63条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第４条に定める学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第64条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第10章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第65条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

　　　第11章　解散及び合併

（解散）

第66条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）神奈川県知事の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第67条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

（合併）

第68条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

　　　第12章　補則

【（情報の公表）→努力義務

第69条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容】

（公告の方法）

第70条　この法人の公告は、この法人の｛掲示場に掲示して｝｛ホームページに掲載する方法により｝行う。｛掲示場又はホームページを選択｝

（施行細則）

第71条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。

２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

３　理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

６　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

９　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事選任機関において選任した者　　○名

（２）　前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第７条　この法人に、次の理事選任機関を置く。

（１）理事会

（２）評議員会

（３）外部理事選任委員会

２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）理事会　全ての理事

（２）評議員会　全ての評議員

（３）外部理事選任委員会　学外有識者○名

３　外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

４　外部理事選任委員会の構成員の任期は、○年とする。

５　外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が招集する。

６　評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

７　評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

８　外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

９　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第５項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10　外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

（理事の選任）

第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　校長のうちから理事会において選任した者　　○名

（２）　評議員会において選任した者　　○名

（３）　外部理事選任委員会において選任した者　○名

２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（注４関係：独立した理事選任機関を置く場合及び理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合共通）

（理事の解任及び退任）

第11条　（略）

２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

（注５関係：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名

（２）　○○○○学校校長

（３）　この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名

（４）　学識経験者のうちから、第４号評議員選任委員会において選任した者　○○名

２　前項第１号及び第２号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

３　第１項第２号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

４　第４号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。

５　評議員会及び第４号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

６　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

７　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（注６関係：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合）

（理事会及び評議員会の協議）

第49条　法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

　　　附　則

１　この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（　　 年　　月　　日）から施行する。

　　※　施行日を認可後の特定日（４月１日など）とする場合は、「　　　年　　月　　日に

　　　神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、　　年　　月　　日から施行する。」と規定

　　　する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

　　理事（理事長）○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　理事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　監事　　　　　○○○○

　　　附　則

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。

（理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例）

２　この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

（令和７《2025》年４月１日以降令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例）

３　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

（改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例）

４　この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、第９条、第24条及び第33条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和９《2027》年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

５　前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

６　第32条第１項第２号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

（令和７《2025》年４月１日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合の、経過措置の例）

１　　年　　月　　日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和７《2025》年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、令和○《20〇》年○月○日から施行する。

２　令和○《20〇》年○月○日に在任する役員又は評議員であって、令和７《2025》年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７《2025》年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

※　以下、改正のたびに附則を追記してください。

20　設立趣意書

　様式は任意ですが、内容については学校法人を設立するに至った経緯及び目的等を具体的にわかりやすくその要旨を記載してください。

21　財産目録

（　　 年　　月　　日現在）

１　資産総額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　内　訳　①　基本財産　　　　金　　　　　　　　　　円

②　運用財産　　　　金　　　　　　　　　　円

［③　収益事業用財産　金　　　　　　　　　　円］

２　負債総額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　正味財産　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

（１）資産

　　　　　　①　基本財産　　　　　　　　　　円

　　　　　　　ア　土地　　（実測面積）㎡　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 所　　在　　地 | 公簿面積 | 取得(評価)価額 | 備 考 |
| 実測面積 |
| ○○○高等学校 | ○○県○○市○○町○○○番地 | ○○○○㎡ | 円 |  |
| ○○○○㎡ |
| ○○○中学校 | ○○県○○市○○町○○○番地 | ○○○○㎡ | 円 |  |
| ○○○○㎡ |
| 計 | | ㎡ | 円 |  |
| ㎡ |

　　　　　　　イ　建物　　（実測面積）㎡　（差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する  学校の名称 | 種 別 | 所　在　地 | 公簿面積 | 取得(評価)価額 | 減価償却  累計額 | 差引期末  残高 | 備 考 |
| 実測面積 |
| ○○○  高等学校 | 校　舎 | ○○県○○市  ○○町○○番地 | ㎡ | 円 | 円 | 円 |  |
| ㎡ |
| ○○○  高等学校 | 体育館 | ○○県○○市  ○○町○○番地 | ㎡ | 円 | 円 | 円 | 中･高  共 用 |
| ㎡ |
| ○○○  中学校 | 校　舎 | ○○県○○市  ○○町○○番地 | ㎡ | 円 | 円 | 円 |  |
| ㎡ |
| 計 | | | ㎡ | 円 | 円 | 円 |  |
| ㎡ |

　　　　　　　ウ　構築物　　　　　　　　　（差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する  学校の名称 | 種別 | 所　在　地 | 取得(評価)価額 | 減価償却累計額 | 差引期末残高 | 備考 |
|
|  |  |  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | | | 円 | 円 | 円 |  |

エ　校具　　　　点　 　　　 （差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種類 | 数量 | 取得(評価)価額 | 減価償却累計額 | 差引期末残高 | 備考 |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | | 点 | 円 | 円 | 円 |  |

オ　教具　　　 点 　　　　 （差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種類 | 数量 | 取得(評価)価額 | 減価償却累計額 | 差引期末残高 | 備考 |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | | 点 | 円 | 円 | 円 |  |

カ　備品　　 　点 　　　　 （差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種類 | 数量 | 取得(評価)価額 | 減価償却累計額 | 差引期末残高 | 備考 |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  | 点 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | | 点 | 円 | 円 | 円 |  |

キ　図書　　　 冊　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種　　類 | 数　　量 | 取得（評価）価額 | 備　考 |
|  | 一般教育図書 | 冊 | 円 |  |
|  | 専門図書 | 冊 | 円 |  |
|  | その他 | 冊 | 円 |  |
| 計 | | 冊 | 円 |  |

ク　車輌　　 台　 　　　 （差引期末残高）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種類 | 数量 | 取得(評価)価額 | 減価償却累計額 | 差引期末残高 | 備考 |
|  |  | 台 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  | 台 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | | 台 | 円 | 円 | 円 |  |

ケ　特定目的資産　　 　　　 　　（取得価額）円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　 　称 | 種 類 | 数　量 | 額面金額 | 取得価額 | 受託会社銀行名等 | 備 考 |
|  |  |  | 円 | 円 |  |  |
|  |  |  | 円 | 円 |  |  |
| 計 | |  | 円 | 円 |  |  |

コ　借地権　（実測面積）㎡　　　（取得価額）円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種 別 | 所　　在　　地 | 公簿面積 | 取 得 価 額 | 備 考 |
| 実測面積 |
| ○○○高等学校 | 運動場 | ○○県○○市○○町○○番地 | ㎡ | 円 |  |
| ㎡ |
|  |  |  | ㎡ | 円 |  |
| ㎡ |
|  |  |  | ㎡ | 円 |  |
| ㎡ |
| 計 | |  | ㎡ | 円 |  |
| ㎡ |

サ　電話加入権　　 本　　　　　　　　　　　円

シ　保証金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 差　　　　入　　　　先 | 金　　　　　額 | 備　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

ス　貸付金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸　　　　付　　　　先 | 金　　　　　額 | 備　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

　　　　　　②　運用財産　　　　　　　　　　円

ア　現預金　　　 　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銀　　行　　名　　等 | 種　　類 | 金　　　額 | 備　 考 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
| 計 | | 円 |  |

イ　有価証券　　　　 　　　 　　（取得価額）円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 　 類 | 数　　量 | 額 面 金 額 | 取　得　価　額 | 備 考 |
|  |  | 円 | 円 |  |
|  |  | 円 | 円 |  |
| 計 |  | 円 | 円 |  |

ウ　未収金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　入　科　目 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

エ　貯蔵品　　　　 　　　 　　 円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 　 類 | 数　　量 | 金　　　　額 | 備 　　考 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
| 計 |  | 円 |  |

オ　前払金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　　払　　先 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

カ　立替金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　　手　　先 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

　　　　　　［③　収益事業用財産　　　　　　　　　　円］

　　　　　　　　　（注）各財産の記載事項及び内容は、基本財産及び運用財産の記載事項等に準じて作成してください。

（２）負債

　　　　　　①　固定負債　　　　　　　　　　円

　　　　　　　ア　長期借入金　　　　 　　　 　　 円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借　入　先 | 金　 　額 | 借入年月日 | 償還期限 | 借入目的 | 備 考 |
|  | 円 |  |  |  |  |
|  | 円 |  |  |  |  |
| 計 | 円 |  |  |  |  |

　　　　　　　イ　学校債　　　　　　 　　　 　　 円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　入　先 | 金　 　額 | 発行年度 | 償還期限 | 目的及び使途 | 備 考 |
|  | 円 |  |  |  |  |
|  | 円 |  |  |  |  |
| 計 | 円 |  |  |  |  |

　　　　　　　ウ　退職給与引当金　　 　　　 　　 円

　　　　　　②　流動負債　　　　　　　　　　円

　　　　　　　ア　短期借入金　　　　 　　　 　　 円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借　入　先 | 金 　　額 | 借入年月日 | 償還期限 | 借入目的 | 備 考 |
|  | 円 |  |  |  |  |
|  | 円 |  |  |  |  |
| 計 | 円 |  |  |  |  |

イ　返済期限が１年以内の長期借入金　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 借　 入 　先 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

ウ　返済期限が１年以内の学校債　　　　　　　円

エ　未払金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　 手 　方 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

オ　預り金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　別 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

カ　前受金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置する学校の名称 | 種　　類 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
| 計 |  | 円 |  |

留　意　事　項

［作成期間］：毎会計年度終了後３か月以内

［関連手続］：「資産総額」変更登記済届

［根拠法令］：私立学校法第107条

［そ の 他］：(1)土地・建物等の登記簿謄本を添付してください。

(2)校地校舎に含まれない学校法人所有の土地・建物がある場合は、運用財産の項目に記入してください。

22 寄附申込書

　　　　　　年　　月　　日

　学校法人　○○学園

　　設立代表者　　○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※自署又は記名押印）

学校法人○○学園設立認可のうえは、次のものを寄附いたします。

１　校　地　　　　　　　　総面積　　　　　　㎡

内　訳

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　在　　　　地 | 備　　　考 |
|  | ㎡ |
|  |  |

２　校　舎　　　　　　　　床面積　　　　　　㎡

内　訳

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　在　　　　地 | 備　　　考 |
|  | ㎡ |
|  |  |

３　構築物　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

内　訳

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　在　　　　地 | 備　　　考 |
|  | ㎡ |
|  |  |

４　校具及び教具　　　○　○　他　　○　○　点　　（別紙明細書のとおり）

５　図　　　　書　　　○　○　他　　○　○　冊　　（別紙明細書のとおり）

６　有価証券　　　○○○○円

内　訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　類 | 額　　　　　面 | 受 託 会 社 銀 行 名 等 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |

７　現　 預 金 ○○○○円

内　訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　類 | 金　　　　　額 | 銀 　 行 　名 　等 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |

23　当該学校法人の設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の平面図及び配置図

　「４　校地校舎等の平面図及び配置図」（151ページ参照）に準じて作成してください。

24　不動産の権利の帰属についての登記所の証明書類及び不動産以外の重要な財産の権利の帰属についての銀行等の証明書類

（１）不動産については　　　「登記簿謄本、契約書等」

（２）有価証券については　　「有価証券所有証明書等」

（３）預金については　　　　「銀行等の発行する残高証明書、預金通帳の写し」

（４）現金については　　　　「現金保有書（次の様式により作成してください。）」

（５）校具、教具については　「契約書、注文請書等」

|  |
| --- |
| 現　金　保　有　書  １　金　　　　　　　　　　　円也  　　　　 年 　月 　日現在、上記金額を保有していること  を証明いたします。  年　 月 　日  　　　　　 学校法人○○学園  　　　　　 理事長　○ ○ ○ ○　 印 |

（注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

25　不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

（１）校地、校舎については、不動産鑑定士による鑑定評価、固定資産台帳に基づく市区町村長による評価又は銀行等公的機関による価格評価のうちいずれかの算定評価をしてください。

　　　なお、新たに取得したものについては、その土地売買契約書又は建築請負契約書により確認される取得価格によることができます。

（２）構築物、車輌、校具及び教具等については、帳簿価格に基づく公認会計士又は税理士の評価としてください。

（３）運用財産のうち、現金については現金保有書により、また、預金等については残高証明書又は預金通帳の写しによってください。

26 設立後（変更後、合併後）２か年の事業計画及びこれに伴う予算書

（１）事業計画書の作成にあたっては、次の例により作成してください。

　　　学校法人○○学園事業計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 事　項 | 事業規模等 | 事　業　費 | 財　　 源 | 実施時期 | 備考 |
| ○○年度 | (記載例)  ○○体育館  の建設 | 鉄筋コンクリート  　　２階建 | 建設費○○千円  その他○○千円  　計　○○千円 | 積立金○○千円  寄附金○○千円  　計　○○千円 | ○年○月着工  同年○月完成  予定 |  |
| ○○年度 |  |  |  |  |  |  |

①施設、設備の整備計画

②その他の主要な事業計画

（２）予算書については、「経費の見積り及び維持方法に関する書類」（154ページ参照）に準じて作成してください。

|  |
| --- |
| 学校法人○○学園設立代表者の選任証明書  　　　　　　　　　　　　　設立代表者  　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　学校法人○○学園の設立代表者に上記の者を選任したことを証明いたします。  　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設立発起人（全員）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○ |

27 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類

28　役員（理事・監事）及び評議員の就任承諾書、履歴書及び私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類［誓約書］

（１）就任承諾書及び私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類については、次の様式により作成してください。

（２）履歴書の作成にあたっては、次の項目を記載してください。

　　　①氏名（ふりがな）②現住所③学歴、職歴（できるだけ詳細に、教育に関するものは全て記載してください。）

|  |
| --- |
| 就　任　承　諾　書  年　　月　　日  学校法人○○学園  　理事長　　　　　　　　　殿  住　所  氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※署名又は記名押印）  　私は、○○年○○月○○日をもって学校法人○○学園の理事（監事・評議員）に就任することを承諾いたします。 |

（注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

ア　誓約書（理事用）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  　各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。  一 私立学校法第31条第１項各号及び第２項に該当しない者であること  二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと  三　理事のうちに、私立学校法第31条第４項各号に掲げる者が含まれていること  四　理事のうちに、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係（私立学校法第31条第６項に規定するもの）を有する者が含まれていないこと  五　他の理事のいずれかと特別利害関係（私立学校法第31条第６項に規定するもの）を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと  　　　　　　年　　月　　日  学校法人○○学園  理事長 |

（注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

イ　誓約書（監事用）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  　各監事について、次に適合していることを誓約します。  一 私立学校法第46条第１項各号に該当しない者であること  二 評議員若しくは職員を兼ねる者でないこと  三　監事のうちに、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと  　　　　　　年　　月　　日  学校法人○○学園  理事長 |

（注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

ウ　誓約書（評議員用）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  　各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。  一 私立学校法第62条第１項及び第２項に該当しない者であること  二 私立学校法第62条第３項に掲げる者が含まれていること  三　評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係（私立学校法第31条第６項に規定するもの）を有する者が含まれていないこと  四　私立学校法第62条第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと  五　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないこと  六　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係（私立学校法第31条第６項に規定するもの）を有する者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと  　　　　　　年　　月　　日  学校法人○○学園  理事長 |

（注）学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

（３）新たに学校法人を設立する場合には、理事が他の学校法人の理事又は監事を４以上兼ねていない旨の書類（宣誓書）を、次の様式によりあわせて提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 宣　　誓　　書  年　　月　　日  住　所  氏　名  　 私は､下記以外の学校法人の理事又は監事を兼ねていないことを宣誓いたします｡   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 学校法人名 | 法 人 所 在 地 | 職 名 | 就任年月日 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |

　（注）他の学校法人の理事又は監事を全く兼ねていない場合には「下記以外の」を「他の」と書き換え、表を省略してください｡

29　設立代表者の履歴書

履歴書の作成にあたっては、主に次の項目を記載してください。

1. 氏名（ふりがな）②現住所③学歴、職歴（できるだけ詳細に記載してください。）

30　【参考】親族の構成

　民法では、親族の範囲を６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族としています。

　血族とは、血のつながりのある者をいいますが、養子も血族とみなされます。

　姻族とは、結婚によって生ずる親戚関係、例えば妻の父母や兄弟などをいいます。親族関係の遠い近いをあらわすものが親等です

31　寄附行為変更条項の新旧対照表

（作成例）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （設置する学校）  第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。   1. ○○高等学校　全日制課程普通科 2. ○○中学校   (3)○○幼稚園  （役員）  第６条　この法人に次の役員を置く。  　(1)理　事　　　　７人  (2)監　事　　　　２人  （評議員会）  ２　評議員会は、８人の評議員をもって組織する。    附　則  　２　この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（　 年　月　日）から施行する。 | （設置する学校）  第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。  (1)○○高等学校　全日制課程普通科  　(2)○○中学校  （役員）  第６条　この法人に次の役員を置く。  　(1)理　事　　　　５人  (2)監　事　　　　２人  （評議員会）  ２　評議員会は、６人の評議員をもって組織する。 |

（注）変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。

32　負債の償還計画表

　ＥＸＣＥＬ表を参照してください。

33　財産の処分に関する書類

　　廃止する学校、課程、部等又は収益事業に係る財産の処分方法を具体的に記載してください。

34 辞任書

|  |
| --- |
| 辞　　任　　書  年　　月　　日  　　　学校法人○○学園  　　　　　　理事長　　　　　　　　　　殿  住　所  氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※署名又は記名押印）  　　 私は、次の理由により、○年○月○日をもって学校法人○○学園の理事（監事・評議員）を辞任いたします。  　　 （理由） |

35 役員一覧表

（ 　 年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名 | 氏　　名 | 住　　所 | 任　　期 | 選任区分 | 外部  役員 |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |
|  |  |  | 年　月　日から  〇年度定時評議員会終結のときまで |  |  |

（注）１　「選任区分」は、当該役員の寄附行為における選任区分に従い、その該当条項名を記入してください。

　　　　２　「外部役員」は、私立学校法第31条第４項第２号及び第５項の規定により、選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（学校の教職員を含む）でない者に○印を付けてください。（役員が再任される場合、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかった場合は「外部役員」とみなします。）

　　　　３　評議員の一覧表は、この例に準じて作成してください。

　　　　４　役員及び評議員の異動がわかるよう、併せて新旧対照表を作成してください。

第４　巻末参考

参考

申請書・届出等の提出と併せて提出してください。

　年　　月　　日

連絡票

１　法人名

２　学校名

３　担当者　職・氏名　　　　　　　・

４　電話番号

※　連絡に都合のよい時間帯等があれば記入

５　連絡の方法としてＥメールも可能な場合は、Ｅメールアドレス

６　提出する申請・届出名

**＜特記事項等＞**

　※提出に当たり、特記事項がある場合は記載してください。

参考

申請書・届出等の提出時に、宛名ラベルとして御活用ください。

　※下記以外　用

|  |
| --- |
| ２３１－８５８８  横浜市中区日本大通１  神奈川県 福祉子どもみらい局  子どもみらい部 私学振興課 認可グループ  　私立学校関係事務手続書類　在中 |

　※振込口座指定（変更）届　用

|  |
| --- |
| ２３１－８５８８  横浜市中区日本大通１  神奈川県 福祉子どもみらい局  子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  　私立学校関係事務手続書類　在中 |

　※事故報告書、海外修学（研修）旅行実施計画書・報告書及び地震・風水害等

被害報告書　用

|  |
| --- |
| ２３１－８５８８  横浜市中区日本大通１  神奈川県 福祉子どもみらい局  子どもみらい部 私学振興課 教育指導グループ  　私立学校関係事務手続書類　在中 |

　　　　　　　　　　　　　　　　 福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

　横浜市中区日本大通１ 〒231-8588

電話(045)210-1111(代表)

認可グループ　（内3768～3770）

助成グループ　助成担当（内3772～3774､3784）

就学支援金・学費補助担当（内 3793～3796）

教育指導グループ　教育指導担当　（内3786～3788）